

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保
小規模企業者の安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 (全国小口)	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ①常時使用する従業員の数が製造業等20人(商業・サービス業では5人)以下で、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という)を行う事業者 ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち特定事業を行う事業者 ③事業協同小组で、特定事業を行う事業者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ④特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員の数が20人以下の事業者 ⑤特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者 ⑥医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者(上記①から⑥に掲げる事業者を除く)	1企業・1組合 2,000万円 ※全国の保証付融資残高(または融資極度額)との合計が2,000万円以下となる必要があります	事業資金 証書貸付 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 手形貸付 1年以内 手形割引 6か月以内 電債割引 6か月以内		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	原則として無担保
経営者保証を不要とすることで、起業・創業の促進を図るための保証	スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者(創業を予定している方) ①事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内 ②分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人(創業後5年未満の法人) ①事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である ②分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ③事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である	1企業 3,500万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内または3年以内を含む)		不要	不要
プロパー融資との組み合わせなどにより、多岐にわたる経営課題に対応する資金に対する保証	協調支援型特別保証※2 (協調特別)	次の①または②のいずれかに該当する中小企業者及び組合 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと		事業資金 10年以内 (据置期間1年以内または3年以内を含む)	金融機関 所定利率		
定期モニタリングを通じて、経営状況の変化に係る予兆の早期把握や経営力向上の促進を図り、経営状況の改善に資する保証	モニタリング強化型特別保証 (モニ特別)	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限り	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円				
中小企業者の経営力強化のための資金に対する保証	経営力強化保証 (経営力強化)	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者及び組合		運転資金5年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備資金7年以内 (据置期間1年以内を含む) ※事業計画の実施に必要な資金に限る ※本制度により、既往借入金を借り換える場合は10年以内		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	必要に応じ
SDGsに賛同し、社会課題の解決や未来社会の実現に向けて前向きに取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	SDGs推進応援保証 (SDGs保証)	SDGs(持続可能な開発目標)に賛同の上、社会的課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする、またはすでに取り組んでいる中小企業者	1企業・1組合 3,000万円	事業資金7年以内 (据置期間1年以内を含む)			
従業員の健康増進やダイバーシティ経営の推進に取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	健康企業応援・ダイバーシティ推進保証 (健康DS保証)	次の①または②のいずれかに該当する従業員数5人以上の中小企業者 ①以下のいずれかの認定や登録等を受けている 1. 「健康企業宣言の証」、2. 「トライくるみん」「くるみん」または「プラチナくるみん」、3. 「安全衛生優良企業」、4. 「えるぼし認定」または「プラチナえるぼし認定」、5. 「ユースエール認定」、6. 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」(過去認定企業を含む) ②以下のいずれかの取組みを推進している 1. 従業員の健康診断受診率(直近)が80%以上であり、診断結果に所見があった場合に再検査の受診を推進している 2. 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発や教育を実施している 3. 多様な人材(女性、高齢者、外国人、障害者等)を雇用してその活躍を促し、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいる	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金10年以内 (据置期間1年以内を含む)			

※2 信用保証料については、1/3相当または1/4相当を補助。

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保
極度を設定し簡便迅速な資金調達をするための保証	無担保当座貸越根保証 (当貸ホップ)	次の各要件を全て満たす中小企業者(個人事業者及び組合を除く) ①業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が原則として1年以上 ②直近の決算において次の要件に全て該当するもの 1. 自己資本比率が15%以上であること 2. インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること 3. 売上高が1億円以上であること	1企業 100万円以上 3,000万円以内	事業資金 2年以内	金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある	不要
	貸付専用型 (当貸1)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者及び組合(組合は企業組合、協業組合に限る)で次のいずれかに該当する方 (個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が300万円以上を計上し、自己名義の不動産(自宅・店舗等)がある ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が100万円以上を計上し、不動産等物的担保提供がある (法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1企業・1組合 100万円以上 2億8,000万円以内	事業資金 1年または2年		原則として 5,000万円超の 場合は必要	
	事業者 カードローン (当貸2)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者及び組合(組合は企業組合、協業組合に限る)で次のいずれかに該当する方 (個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する (法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1企業・1組合 100万円以上 2,000万円以内			原則として 不要	
	創業 カードローン (アーリーカード)	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、申込時点で創業後5年以内であるもの	1企業・1組合 300万円			原則として 不要	
	スマート カードローン 当座貸越根保証 (スマートカード)	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、以下の要件を全て満たすもの ①与信取引(信用保証付融資を含む)がある ②法人の場合は(1)、個人の場合は(2)に該当する (1)直近の決算において、経常利益を計上している又は債務超過でない (2)直近の決算において、所得金額がある	1企業・1組合 500万円	事業資金 1年		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	
既存借入金を借り換えまたは一本化することで資金繰りを安定させるための保証	資金繰り1	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において、(安定化) (安定化S) (安定化V) の既存借入金の残高があること ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第2条第5項各号の区市町村長の認定書を有すること	左記①の借入金残高 (資金繰り1)、(資金繰り2)の 融資残高を含みます)	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関 所定利率	原則として、借換 を行う既存の保証 条件と同じ	
	資金繰り2						
	資金繰り3	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において、保証付借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第2条第5項各号の区市町村長の認定書を有すること	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円				原則として、借換 を行う既存の保証 条件と同じ。 返済資金以外の新規 融資を含む場合は、 通常の借入に 対する保証条件と 同じ
	資金繰り4						
条件変更改善 型借換保証 (条変改善借換)	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において保証付借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと		事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む) ※3				

※3 返済資金以外の新規融資分を含む場合は、据置期間2年以内とする。

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保																											
長期の事業資金に対する保証	長期経営資金保証 <small>(長経)</small>	次のいずれかに該当する中小企業者 ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がない ③前各号に準ずるもので債務超過でなく今期利益計上見込み(次のいずれかに該当するものは③号要件として取扱う) 1. 申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内 2. 申込人の正味資産が2億円以上 3. 工場、事務所、賃貸用の建物・構造物等の建設または購入資金であって今後とも利益計上見込み 4. 保証を3年以上継続して利用しており、3,000万円以上の残高実績がある	1企業 原則として 3,000万円以上 2億円以内 100万円単位	運転資金 原則として5年以上15年以内 (据置期間6か月以内を含む) 設備資金 原則として5年以上20年以内 (据置期間6か月以内を含む)	金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要	不動産担保を要す																											
資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	特定社債保証 <small>(私券債)</small>	次の基準(1)~(3)について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす方 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> <th>充足要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 純資産の額</td> <td>5千万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>② 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> <td rowspan="2">ストック要件 (1つ以上充足)</td> </tr> <tr> <td>③ 純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>④ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> <td rowspan="2">フロー要件 (1つ以上充足)</td> </tr> <tr> <td>⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	① 純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件	② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 (1つ以上充足)	③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 (1つ以上充足)	⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	発行最高限度額 5億6,000万円 (保証金額) 4億4,800万円 *1回の最低発行額 3,000万円	事業資金 2年以上7年以内	社債利息、発行費用等は申込金融機関に確認してください	必要に応じ
項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																														
① 純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件																														
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 (1つ以上充足)																														
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																															
④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 (1つ以上充足)																														
⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																															
一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証	財務要件型 無保証人保証 <small>(財務無保証人)</small>	※ご利用になる制度毎に、融資対象になる中小企業の範囲が異なります。 <small>(私券債)</small> は、中小企業信用保険法に定める「会社」 <small>(財務無保証人)</small> は、中小企業信用保険法に定める「中小企業者」	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転7年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※一括返済の場合は運転・設備とも2年以内																														
一定の要件を満たすことで、保証料の上乗せにより経営者保証が不要となる保証(上乗せ保証料に対して、国からの一部補助あり)	事業者選択型経営者保証非提供 促進特別保証 <small>(国補助選択型経保)</small>	次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。 (1)当協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)申込日の直前の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次の両方又はいずれかを満たすこと ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと(注1) ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(注2) (4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと (5)信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること (注1)「純資産の額 \geq 0」であること (注2)「経常利益+減価償却 \geq 0」であること	1企業 8,000万円 ※経営安定関連保証 4号・5号の場合は 別に8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関 所定利率	不要	不要																											

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保
一定の要件を満たすことで、既存の経営者保証を提供したプロパー融資から、経営者保証を不要とする保証付融資への借換えが可能となる保証	プロパー融資 借換特別保証 (プロパー借換)	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者 (1) 資産超過であること (2) EBITDA 有利子負債倍率(注1)が10倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと(注2) (注1) EBITDA 有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費) (注2) 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円 (ただし経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内)	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関 所定利率	不要	必要に応じ
所定の計画に従い事業再生を行うための保証	事業再生計画実施関連保証 (改善サポート)	中小企業活性化協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定された計画など、所定の計画に基づき事業再生を行う中小企業者及び組合	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る		経営者保証免除 対応(※5)を 適用する場合は 不要	
中小企業者が事業再生計画等に従って事業再生を行うための資金に対する保証	事業再生計画 実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)※4 (改善サポート)	中小企業活性化協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定された計画など、所定の計画に基づき事業再生を行う中小企業者及び組合	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間3年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る			
経営状況の定期的把握に基づき、更新可能な短期資金の提供で資金繰りの安定を支援する保証	短期一括連携保証 (短期一括)	申込金融機関と与信取引があり、次の①または②の要件を満たす中小企業者及び組合 ①法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上していることまたは債務超過でないこと ②個人の場合は、直近の確定申告において所得金額があること	1企業・1組合 3,000万円	運転資金 1年以内			
金融機関と当協会が連携して、まとまった資金を円滑に供給し継続的な支援を行うことで事業の発展を支援する保証	タイアップ成長 支援保証 (タイアップ)	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針である中小企業者 (申込金融機関のプロパー融資と同時実行を要す)	1企業・1組合 5,000万円	事業資金 7年以内 (据置期間6か月以内を含む)		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	
東日本大震災により被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	東日本大震災 復興緊急保証 (震災緊急)	東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者及び組合	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)			
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機関連保証 (危機関連)	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じていることについて区市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合(国が指定した危機指定期間のみ利用可能)					
法的な再建手続きを行う中小企業者の事業再生のための保証	事業再生保証 (再生)	次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者 (1) 次の①または②のいずれかに該当するもの ①再生事件または更生事件が係属しているもの ②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く) (2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの (3) 次の①及び②のいずれにも該当するもの ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ②償還が見込まれること	1企業・1組合 2億円	事業資金 10年以内			

※4 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が0.4%~0.85%になるように国が補助。
 ※5 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保		
主力取引金融機関・中小企業再生支援協議会の指導の下、経営改善を図っている中小企業者に対する保証	東京再生サポート保証 (再生サポート)	申込金融機関(申込人に対する貸付金等の与信シェアが、原則として50%以上ある金融機関に限る)から、企業再生に向けた取引の支援が得られる中小企業者(個人及び組合を除く)で、次のすべての要件を満たすもの ①中小企業活性化協議会の支援により策定された経営改善計画または申込金融機関等の指導により策定された経営改善計画に基づき、適切な経営改善を実施することにより企業再生が見込まれること ②原則として最近3年間のいずれかの決算において営業利益を計上しており、事業構造の再構築により将来的に収益改善が期待できること ③経営者等が企業再生に向けて真摯に取り組む姿勢を有し、取引金融機関、信用保証協会に対して経営上の情報開示に積極的であること	1企業 5,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある	原則として 無担保		
破綻金融機関等と金融取引を行っていたため金融取引に支障が生じている中堅事業者に対する保証	中堅企業特別保証 (中堅)	適正かつ健全に事業を営む中堅事業者で、破綻金融機関等と過去1年以内に金融取引を行っていたために、金融取引に支障が生じており、次の要件にすべて該当するもの ①破綻金融機関等からの借入金返済を含めた事業資金の調達が必要であること ②破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること	1企業 6億円 (既存保証残を含む) 原則として破綻金融機関等からの借入金を上限とする保証付借入額は借入額の8割を上限とする2割以上は融資実行金融機関の固有貸付とし、必ず保証付融資との協調融資とする	運転 5年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)			金融機関 所定利率	不要	この融資を含めて保証合計額が1億円超は原則として有担保
一定の要件を満たす中小企業者については保証人を徴求せず、また、専門家による支援・確認を受けた場合には低保証料率で、中小企業者の事業承継促進を図るための保証	事業承継特別保証 (承継特別)	次の①または②に該当し、かつ③に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 ③次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。 ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)	1企業 2億,800万円 1組合 4億,800万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※既存のプロパー借入金(個人保証あり)の借換えも可能 ※融資対象②に該当する場合は、事業承継前における個人保証を提供している既往借入金(申込金融機関以外のプロパー借入金含む)の返済資金に限る					金融機関 所定利率
事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金に対する保証	事業承継サポート保証 (持株承継)	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている、次の全ての要件を満たす持株会社 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること ②持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること	1企業 2億,800万円	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金 15年以内 (据置期間2年以内を含む) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る	金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある			
自主的な廃業を選択する中小企業者に対する保証	自主廃業支援保証 (自主廃業支援)	現在事業を行っている中小企業者であって、次の全ての要件を満たすもの ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること ③バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの	1企業・1組合 3,000万円	廃業計画の実施に必要な事業資金 1年以内 (かつ終期は解散予定日より前)			金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	